

質疑応答 (Q & A)

災害時住民支え合いマップ(以下、単に「マップ」という。)の作り方について、これまで問い合わせのあった事項をQ & A形式でまとめています。(今後、適宜追加・修正を行う予定。)

1 準備段階

1 - 1 災害時住民支え合いマップとはどんなものか？

- 地域の中のどこにどのような要援護者が住んでいて、その要援護者を災害時に誰が支援者として、どこの避難場所へ避難支援するのか、そしてこの情報を地域住民のみんなが日頃から共有しいざという時に備える。これら一連の情報を地図に落とし込んだのが災害時住民支え合いマップです。

1 - 2 災害時住民支え合いマップが無ければ避難できないのか？

マップが無ければ絶対に避難不可能ということはありません。マップ作りは、避難支援過程の一方法であり、これだけで全てを保証するものではありません。マップが無くても、前段 1-1 で紹介した一連の避難支援がスムーズにできればそれはそれで結構です。

1 - 3 マップ作りによって期待される効果は災害対策以外にもあるのか？

災害時住民支え合いマップ作りの過程を通じて、住民相互の日常生活上の支え合い活動に進展することが大いに期待されています。防災意識を共有することから始まり、日頃のご近所相互の問題点を掘り起こしたり、ご近所相互のつながりを再確認する等の点で有効です。

1 - 4 マップ作りは市町村全体で始めなければならないか？

- 必ずしもそうではありません。最初から全域において一斉に取り組むといってもなかなか難しいのが現状かと思えます。マップ作りに対して協力的な地域をモデル地区として定めて取り掛かり、先駆事例として他の地区にも徐々に広げていく方法があります。

1 - 5 モデル地区の大きさはどの位が適当か？

- 実践事例のモデル地区で見ると、50～100 世帯程度のまとまりの地域から取り組んでいるようです。なお、一般論としては、隣近所の顔が分かり、人と人が互いに支え合いながら暮らす地域の範囲、地理的・文化的にもある程度の人数の住民がまとまって暮らしている地域と考えると、区・町会・常会(呼称は様々)といった一定の行政区がまとまりやすい範囲のようです。

2 台帳の作成

2 - 1 同意方式以外にはどんな方法があるか？

- 災害対策基本法にもとづく避難支援のためのガイドラインでは、同意方式の他に手上方式と共有方式があげられています。

手上方式・・・要援護者登録制度の創設について住民へ広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者からの申請によって必要な情報を把握する方式。

共有方式・・・地方公共団体の個人情報保護条例において保有の個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、民生委員、消防団などの関係機関等の中で共有する方式。

2 - 2 同意方式と手上方式にはどんな相違点があるか？

同意方式では防災関係者、福祉関係者等が要援護者一人ひとりに直接的に働きかけ、同意を得て必要な支援内容等をきめ細かく聞き取るものです。

手上方式は、要援護者への積極的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねられます。このため、支援を要することを自覚していない者や自分の障害等を他人に知られたくない者等も多く存在する可能性があります。

2 - 3 個人情報の取り扱いについて契約を結ぶとどんな効果があるか？

- 要援護者本人の意思確認の担保を得ることになります。

災害時に備える予防段階から個人情報の取り扱い内容についてあらかじめ契約を結ぶことにより、災害時の要援護者支援について本人の意思確認を行い、防災意識を高め、防災訓練等に備えることは、積極的かつ効果的といえます。

2 - 4 個人情報保護の法体系はどのようになっているのか？

個人情報保護法制の体系では、個人情報保護の基本理念を定めた基本法部分は個人情報保護法に定められています。

民間部門の個人情報の取扱いは、個人情報保護法に定められていますが、公的部門の個人情報の取扱いは、個人情報を保有する主体ごとに分かれています。国の行政機関については行政機関個人情報保護法で、独立行政法人等については独立行政法人等個人情報保護法で、地方公共団体（都道府県と市町村）については各地方公共団体の条例でそれぞれ定められています。

市町村の福祉部門が持っている要援護者情報の取扱いは、その市町村の個人情報保護条例に従うといったこととなります。

2 - 5 個人情報の第三者提供制限の例外とは？

個人情報の目的外利用・第三者提供は原則制限されていますが、本人の同意がなくとも、本人の利益や公共の利益の増進につながる一定の場合などには例外が認められることとなっています。行政機関個人情報保護法では、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき（行政機関個人情報保護法8条2項4号）などが例外として認められています。

ただし、本県ではマップの作成に当たっては同意方式又は手方式によることを勧めています。

2 - 6 同意した人だけを対象にしてもよいか？

- まずは、同意のある人からマップに記入していく方法で取り組みを始めればよいでしょう。強引に同意を強要したり、同意を得られない人に対して特別扱いするような対応をしてお互いの関係を悪化させてしまうのではなく、次回のマップ作りには是非本人も同意したいと思えるような実践例を示していくことで、その理解を徐々に推進していく方法がより効果的でしょう。

援護を必要とする人の側にも、助けてもらえるようその意思表示を上手にアピールできる地域社会づくりを同時に進めることも大切です。

2 - 7 災害時要援護者はどういう人か？

災害時要援護者は、高齢者や障害者等の災害による避難時に支援が必要となる人をいい、その範囲については、地域の実状に応じて各市町村が定めることとなっています。

具体的には、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害者、言語コミュニケーションの伝達が不利である外国人等の中から、例えば、介護保険要介護認定者の要介護度3以上であるとか、身体障害者手帳2級以上所持者や、療育手帳A所持者等といったように定められます。

2 - 8 住んでいる人のほとんどが高齢者で災害時要援護者の範囲を決められない場合は、どうしたらよいか？

過疎化の進んだ高齢化率の高い地域等によく聞かれる悩みだと思います。昼間若い人がほとんど働きに出かけてしまって高齢者のみの世帯ばかりになってしまう市街地でも聞かれます。

しかし、いざという時にどのように助け合って避難するかという観点で考えていただければ、答えは見えてくると思います。

3 説明会

3 - 1 説明会はどのくらい開けばいいのか？

- 説明会としては、マップ作りを取り組み始める前にマップ作りに対する地域住民の理解を得るための説明が必要です。最低この1回は必要です。

マップが完成した後に、完成報告と併せてその情報の共有方法や、マップ活用方法の再確認、今後の更新時期についての再確認等のための説明会を行うと、地域のみならず災害時住民支え合い活動に対する再認識が深まりよりよいものになっていくでしょう。

さらに、地域の理解度や、マップ作りの進め方、その取り組み期間等に応じて、要援護者宅への聞き取り調査に入る前や、支援者に協力を求める前等にも、その活動内容を事前に地域住民に対して周知する意味での説明会を開催するのも具体的でよいでしょう。

3 - 2 説明会での留意点は？

- マップ作りがなぜ必要なのかを共通認識として理解していただくことが第一です。そして説明会の留意点として、次の内容があげられます。

- ・マップ作りの進め方の説明
- ・マップ作りを行うことを周知し、地域住民の参加協力呼びかけ
- ・活動の担い手を広く集めるための呼びかけ
- ・情報の共有に対し、賛同の得られた者のみをとりにあげることの了解と確認

市町村等の要援護者台帳に基づき、地区の民生委員や自治会役員等がニーズの掘り起こしのための訪問等調査を実施した場合、本人の同意が得られない場合には災害時住民支え合い活動のための台帳にもマップにも掲載されません。つまり、本人が望まない場合には、災害時を想定したいざというときに助けてもらえないかもしれないということについて、地域住民の了解を事前にとっておくということです。

- ・できあがったマップや台帳の取り扱い方法について

公民館に張り出すのか、全戸配布するののかといった取り扱い方法について、あらかじめ了解を得て取り決めをしておく必要があります。また、いちど作成すれば終わりではなく、その後も定期的に更新していくことの説明と、更新の期間の設定についても取り決めておく必要があります。

3 - 3 説明会はどのような人を対象とすればいいか？

- 地域の一般住民に幅広く声かけをします。要援護者宅と支援者宅の両方の家庭を含め幅広く対象とします。

3 - 4 説明会に出席できない人はどうすればいいか？

説明会に出席できない一人暮らし等の要援護者にも周知方法について配慮します。チラシの配布や個別訪問して説明する等、多くの地域住民に理解を深めてもらうことが必要です。

4 聞き取り調査

4 - 1 聞き取り調査は何のために行うのか？

- いざというときスムーズに避難するために、聞き取り調査をします。

災害時に、要援護者はどこの誰から支援を受けて避難するのか。また、その反対に支援者は、どこの誰を担当するのか。要援護者と支援者のお互いが事前に了解していなければいざというときトラブルになりかねません。

4 - 2 聞き取り調査では何を調査するのか？

- 支援を受ける側と支援する側との、お互いの了解・同意のもと、避難時の注意事項として支援を必要とする個別の事情等（例えば車椅子が必要だとか、耳が遠いとかいった事情が挙げられます。）を聞いておきます。このことが、個別避難支援の基本になります。

次にどこの避難所まで避難するのか。その経路はどこを通過してどのように避難するのか。この過程を通じて聞き取りをしていくと、要援護者として個別に必要な支援方法が具体的にわかってきます。

4 - 3 聞き取り調査は誰が行うのか？

- 地域の実状に応じて、対応可能な範囲での取り組みが大切ですが、地域の区・常会等の役員であったり、民生委員や社会福祉協議会の職員、マップファシリテーター等、その方法は様々です。

要援護者本人とのトラブルを回避するためには、本人の同意を得た上で、個別事情を聞き取ることが重要になります。このため、市町村の福祉担当職員や担当介護支援専門員等が聞き取り調査をする場合もあります。

4 - 4 聞き取り調査は行政がやらなければならないか？

必ずしもそうではありません。ご近所等の支援者が、直接聞き取り調査をすることはより実践に即しておりますが、近すぎて話しにくいという面も考えられます。あくまでも、要援護者本人の同意を得た範囲での個別事情の聞き取りが大切です。

4 - 5 マップファシリテーターとはどんな人か？

災害時住民支え合いマップ作りを通して「支え合う地域づくり」を進めるための地域のリーダー的役割を担うことを期待されている人です。

長野県社会福祉協議会では、平成 19 年度に災害時住民支え合いマップファシリテーター養成講座を開催、約 60 人の方が災害時住民支え合いマップ作成方法や支え合う地域づくりへの応用方法を学んでいます。

5 マップの作成

5 - 1 マップの基は、住宅地図でよいのか？

- 区や常会単位等あらかじめ取り決めした地域の範囲における住宅地図を使用するのが手っ取り早く簡単といえるでしょう。他に、パソコンの CD-ROM や、衛星通信を用いた地図情報等電子媒体も活用可能です。

地図に、聞き取り調査した情報を落とし込んでいくのですが、モデル地区全体を一枚にすると詳細にすぎる場合には、何枚かに分ければよいでしょう。

5 - 2 マップには、何を記載するのか？

- まず、要援護者がどこにいるのかをマークします。この時、高齢者や障害者、外国人等あらかじめ対象者の範囲を取り決めている場合にはそれらに応じて、マークの色分けや、形状を分類する方法が見やすいです。

次に、支援者がどこにいるのかをマークします。どこの要援護者を支援するのか分担が矢印等で結ばれている等明記されていると、情報を地域で共有することに役立ちます。

また、どこの避難所へ避難するのか、避難場所を明確にマークしておきます。

さらに、避難経路や、地域で想定される危険箇所、活用可能な社会資源等を色分けや、形状分けをしてマークすると、より身近な情報源としてのマップが活用可能になります。

5 - 3 マップ作りにはどんな人が集まって作成すればいいのか？

マップ作りは、活動に賛同する多くの地域住民が集まって取り組むと新たな発見もあってよいでしょう。

特に、民生委員や福祉推進員、食生活改善推進員、保健指導員、老人クラブ役員、区や自治会の役員等に入っていただければよいと思います。

6 マップの写しの共有

6 - 1 マップの写しは、誰が共有すればよいのか？

- 地域の取り決めに応じて様々な方法があり、自主防災会の代表や区長等、地域の役員等が代表して管理する場合や、地域の公民館等公共の場所に張り出したり、全戸配付したりして地域全住民で共有する場合等があります。

6 - 2 要援護者と支援者には、どのようにフィードバックすればよいのか？

- マップを作成する過程において要援護者が特定された後、その要援護者宅を訪問し誰を支援者としてお願いしたいか聞き取り調査を行います。次に、要援護者から希望された支援者宅を訪ね、支援者としての協力が可能か了解を得ます。
これとは逆に、支援者に対して誰を支援できそうか協力依頼をした後、その対象としてあげられた要援護者に支援者協力の了解を得る方法もあります。
このようにして、要援護者と支援者の双方に対してお互いの了解を得ることで、マップに対する了解を進めることができます。この方法でフィードバックしていくことが確実です。

7 定期更新

7 - 1 定期的な更新は必要か？

- 必要です。要援護者は増えたり減ったり、またそのニーズ内容も常に変動するものです。いちどマップ作りをやればそれですべて終わりというわけではありません。はじめは同意を得られなかった者も、同意を得られるようになった後には追加する等の作業も必要です。徐々に情報を積み重ねながら更新していく必要があります。

7 - 2 更新の間隔はどの程度が適当か？

- 地域の状況に変動があったら更新します。といっても1年ごとがいいのか2年ごとなのか。地区の役員等が交代する期間や、毎年防災訓練の時期に併せて等方法は様々ですが、地域の実状に応じてあらかじめ取り決めをしておくといいです。

7 - 3 更新のために何をすればよいか？

- すでに作成済みの情報が現状維持でよいかどうかの確認を行うことが必要です。また、今までは要援護者としてマップに記載されることを拒んだ人でも、更新を機会に同意が得られるようその輪が広がるよう推進することが大切です。

8 日常の支え合いの推進

8 - 1 日常の支え合いにつなげるには具体的にどんなことから始めればいいのか？

- まず地域で役職に就いている人だけでなく、多くの人たちがマップ作りの作業や話し合いの場に参加していただくことが大切です。誰もが気楽な雰囲気に参加できるよう、既に地域で行われている「お茶飲み会」や「ふれあいいいききサロン」等を活用することも効果的です。

8 - 2 多くの住民が集まってどんなことを話し合えばいいのか？

- マップ作りの作業の中で、自分たちの地域について感じていることを参加者みんなで話し合い、そうした課題に対して、解決する方法をみんなで考えます。出されたアイデアについては、一人ひとりが行動しなければならないこと、地域全体で取り組まなければならないこと、公的な支援を求めること等を明らかにします。
話し合いが楽しくスムーズに進むようリードすることが重要です。

8 - 3 日常の支え合い活動に活かすために必要なマップ作りの際のポイントとは？

- 例えば、次のようなものがあります。
 - ・ お困りごとを抱える人はいるか？
 - ・ 地域とのつながりの少ない人はいるか？
 - ・ その他、何となく気になる人はいるか？
 - ・ 使えるような社会資源はあるか？
 - ・ 住民がどんな趣味・生きがいを持っているか？
 - ・ 特異的に地域とのつながりが多い人がいるか？
 - ・ 困った人を放っておけない「世話焼きさん」はいるか？
 - ・ 住民がよく集まる場所・空間はどこか？ 等

8 - 4 マップ作りが日常の支え合いに活かされている例として、どんなものがあるか？

- 例えば、次のようなものがあります。
 - ・ 住民同士がそれぞれできることを活かし、日常生活のちょっとした困りごと（ごみ出し、庭の草取り等）を、実費程度の料金により行う助け合い活動（有償在宅福祉サービス）等。
 - ・ マップ作りの過程で明らかになった地域の空き家・空き教室・空き店舗等を利用し、住民がいつでも気軽に集まれる拠点作り（ふれあいいいききサロン）等。
 - ・ 地域住民による小中学生の通学路の見守り活動（わんわんパトロール）等。
 - ・ 一人暮らし高齢者世帯等の見守り活動 等

參考資料

災害時住民支え合いマップの策定状況について

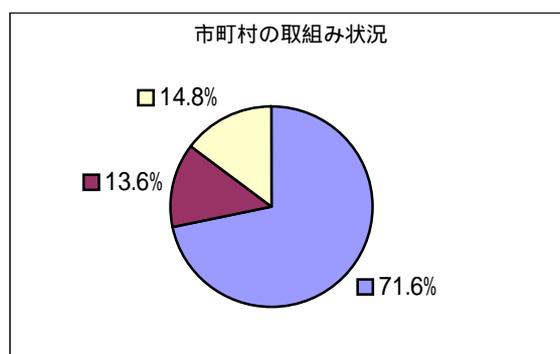
社会部地域福祉課

平成 19 年 3 月 31 日現在での「災害時住民支え合いマップ」の策定状況について、県内 81 市町村に文書で調査した結果は以下のとおり。

問 1 災害時要援護者の情報を地域住民等で共有し、住民の支え合いの力によって要援護者が安全に避難できる地域づくりを進めるため、個別避難支援計画（プラン）を具体化する手法として「災害時住民支え合いマップ」作りに取り組みますか。次の中から該当する事項を一つ選んでください。

「災害時住民支え合いマップ」作りに取り組み中あるいは取り組む予定の市町村は、81 市町村の中で 69 市町村(85.2%)。昨年 11 月 1 日現在の調査に比べて 10 市町村増加。
また、マップ作りへの取り組みを予定していない市町村は、12 市町村(14.8%)。

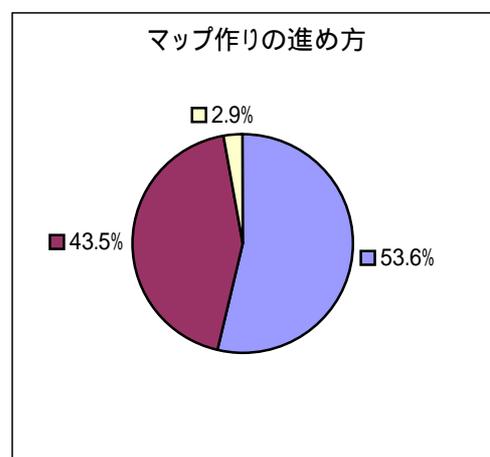
	今回 (19.3.31)	前回 (18.11.1)
マップ作りに取り組んでいる。	58 71.6%	38 46.9%
マップ作りに取り組む予定。	11 13.6%	21 25.9%
マップ作りは行わない。	12 14.8%	22 27.2%



問 2 問 1 で「 」と回答した市町村にお尋ねします。

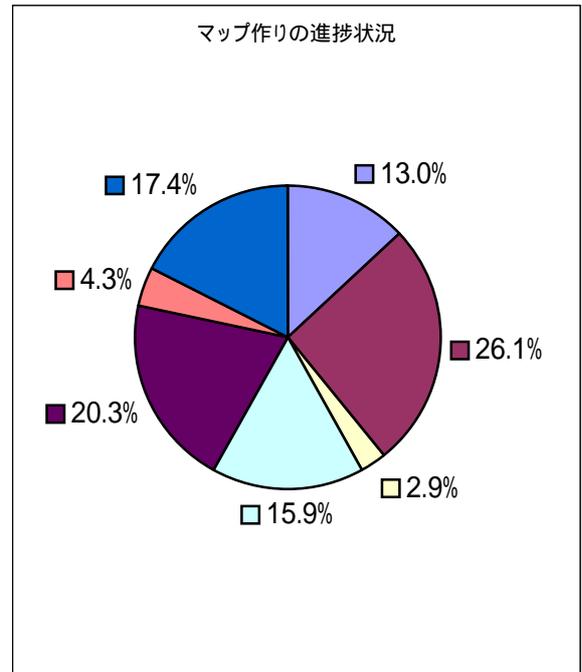
「災害時住民支え合いマップ」づくりは、どのように進めますか。（予定を含む）
次の中から該当するものを一つ選んでください。

	今回 (19.3.31)	前回 (18.11.1)
マップ作りに取り組んでいる又は取り組み予定の市町村	69 100%	59 100%
管内全域で作る	37 53.6%	25 42.4%
モデル地区で作る	30 43.5%	34 57.6%
検討中その他	2 2.9%	0 0%



問3 問1で「 」と回答した市町村にお尋ねします。「災害時住民支え合いマップ」作りはどこまで進んでいますか。次の中から該当する番号を全て選んでください。

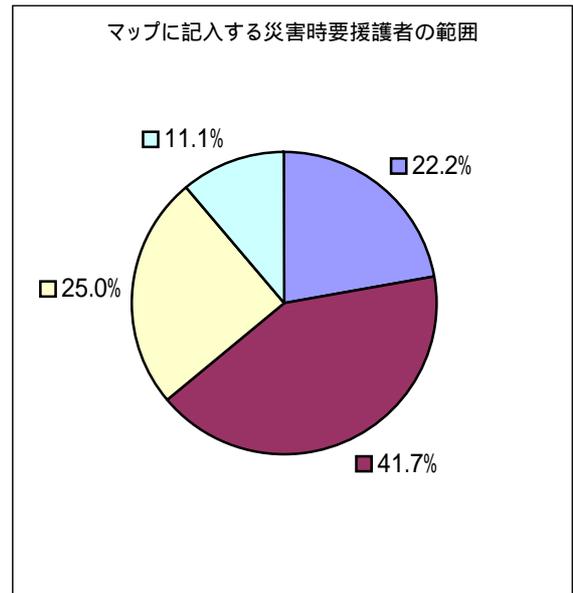
	今回 (19.3.31)	前回 (18.11.1)
マップ作りに取り組んでいる又は取り組み予定の市町村	69 100%	59 100%
住民等に事業説明をした	9 13.0%	11 18.6%
要援護者を把握中	18 26.1%	8 13.6%
要援護者の情報を聞き取り中	2 2.9%	2 3.4%
マップ作りを進めている	11 15.9%	9 15.3%
モデル地区でマップができた	14 20.3%	2 3.4%
マップによる避難訓練を実施した	3 4.3%	6 10.2%
無回答(検討中など)	12 17.4%	21 35.6%



(注) 複数の回答があった場合については、最も大きい番号を選択して集計した。

問4 問3で「 」 「 」を選択した市町村に伺います。「災害時住民支え合いマップ」に記入する災害時要援護者はどの範囲ですか。次の中から該当する番号を全て選んでください。

	今回 (19.3.31)	前回 (18.11.1)
この間に回答した市町村	36 100%	27 100%
市町村(行政)が把握する災害時要援護者全員	8 22.2%	7 25.9%
のうち情報提供について本人の同意を得られた者	15 41.7%	7 25.9%
地域住民等が日頃の生活状況から支援が必要と判断される人に対して直接的に働きかけ、本人の同意を得られた者	9 25%	8 29.6%
との両方	4 11.1%	5 18.5%
その他	0 0%	0 0%



問5 問3で「 」を選択した市町村に伺います。「災害時住民支え合いマップ」が出来た地域はどのくらいありますか。(3月31日現在)

全地区においてマップを作成済	松川町	27 地区	根羽村	24 地区
	王滝村	9 地区(10 地区)	生坂村	10 地区
	信州新町	15 地区(2 地区)		
	小 計		5 町村(2 町村)	85 地区(12 地区)
モデル地区においてマップを作成済	飯田市	2 地区	須坂市	3 地区
	小諸市	1 地区	伊那市	3 地区(1 地区)
	駒ヶ根市	114 地区(45 地区)	軽井沢町	2 地区
	原村	1 地区	箕輪町	3 地区
	飯島町	38 地区	宮田村	1 地区
	木曽町	7 地区(5 地区)	大桑村	6 地区(2 地区)
	池田町	32 地区(2 地区)	飯綱町	40 地区(40 地区)
	小 計		14 市町村(6 市町村)	253 地区(95 地区)
合 計		19 市町村(8 市町村)	338 地区(107 地区)	

(注1)()内は18年11月1日時点でマップを策定済みの市町村数又は地区数。

(注2)王滝村の地区数が変動した理由は、行政区の数え方の違いで、9地区が正しい。

問6 問1で「 」と回答した市町村に伺います。「災害時住民支え合いマップ」作りの目標値を記入してください。

19.3.31 現在でマップを作成済の町村計		(5 町村)	(85 地区)	
管内全地域 又はモデル 地区でマッ プ作成に取り 組んでいる(一部作成 済を含む。) 53 市町村及 び取組み予 定の 11 市町 村)の目標値	長野市	30 地区	松本市	7 地区
	上田市	地区数未定	飯田市	20 地区(2 地区)
	諏訪市	地区数未定	須坂市	69 地区(3 地区)
	小諸市	68 地区(1 地区)	伊那市	地区数未定(3 地区)
	駒ヶ根市	143 地区(114 地区)	飯山市	107 地区
	茅野市	99 地区	塩尻市	68 地区
	佐久市	238 地区	千曲市	73 地区
	東御市	71 地区	安曇野市	地区数未定
	小海町	1 地区	佐久穂町	地区数未定
	川上村	8 地区	南牧村	1 地区
	南相木村	2 地区	軽井沢町	30 地区(2 地区)
	御代田町	19 地区	立科町	1 地区
	長和町	地区数未定	下諏訪町	地区数未定
	富士見町	38 地区	原村	15 地区(1 地区)
	辰野町	17 地区	箕輪町	15 地区(3 地区)
	飯島町	42 地区(38 地区)	南箕輪村	12 地区
	中川村	27 地区	宮田村	11 地区(1 地区)
	高森町	21 地区	阿南町	4 地区
	清内路村	2 地区	阿智村	1 地区
	平谷村	10 地区	天龍村	1 地区
	豊丘村	地区数未定	大鹿村	27 地区
	上松町	地区数未定	南木曽町	地区数未定
	木曽町	30 地区(7 地区)	木祖村	1 地区
	大桑村	42 地区(6 地区)	波田町	地区数未定
	麻績村	地区数未定	山形村	6 地区
	朝日村	地区数未定	筑北村	57 地区
	池田町	38 地区(32 地区)	松川村	17 地区
	白馬村	29 地区	坂城町	1 地区
	小布施町	28 地区	高山村	28 地区
	山ノ内町	4 地区	木島平村	3 地区
	野沢温泉村	20 地区	飯綱町	50 地区(40 地区)
小川村	20 地区	中条村	23 地区	
	小 計	64 市町村(14 市町村)	1,695 地区(253 地区)	
合 計		69 市町村(19 市町村)	1,780 地区(338 地区)	

(注)()内は19年3月31日時点でマップを策定済みの市町村数又は地区数。
ファクシミリ送信票

送信先	長野県庁地域福祉課：026-235-7485(直通FAX)
-----	-------------------------------

「災害時住民支え合いマップ」策定への取組み状況(3月31日現在)調査票

市町村名 _____

記入者所属・氏名 _____

電話番号() - _____

【災害時住民支え合いマップ】

問1 災害時要援護者の情報を地域住民等で共有し、住民の支え合いの力によって要援護者が安全に避難できる地域づくりを進めるため、個別避難支援計画(プラン)を具体化する手法として「災害時住民支え合いマップ」作りに取り組みますか。次の中から該当する事項を一つ選んでください。

- マップ作りに取り組み(取り組んでいる、取り組む予定)
- マップ作りは行わない

問2 問1で「 」と回答した市町村にお尋ねします。

「災害時住民支え合いマップ」づくりは、どのように進めますか。(予定を含む)

次の中から該当するものを一つ選んでください。

- 管内全域で作成する
- 管内一部(モデル地区等)で作成する

問3 問1で「 」と回答した市町村にお尋ねします。「災害時住民支え合いマップ」作りはどこまで進んでいますか。次の中から該当する番号を全て選んでください。

- 対象地域の民生児童委員、自治会役員、住民等に対して事業説明を行った
- 対象地域について災害時要援護者の把握を行っている
- 対象地域について災害時要援護者の把握が終了し、支援者探しや生活状況の聞き取りを行っている
- 対象地域においてマップ作りを進めている
- 対象地域において災害時住民支え合いマップが出来た
- 対象地域において災害時住民支え合いマップを使って避難訓練を実施した

市町村名()

問 4 問 3 で「 」 「 」 を選択した市町村に伺います。「災害時住民支え合いマップ」に記入する災害時要援護者はどの範囲ですか。次の中から該当する番号を全て選んでください。

市町村（行政）が把握する災害時要援護者全員 < 共有方式により要援護者本人の同意なしに関係機関が情報を共有している >

市町村（行政）が把握する災害時要援護者全員のうち、情報提供について本人の同意を得られた者

地域住民等が日頃の生活状況から支援が必要と判断される人に対して直接的に働きかけ、本人の同意を得られた者

（ * 市町村行政が把握している災害時要援護者とは異なり、地域が独自に把握する ）

その他

問 5 問 3 で「 」 を選択した市町村に伺います。「災害時住民支え合いマップ」が出来た地域はどのくらいありますか。（3月31日現在）

地区

問 6 問 1 で「 」 と回答した市町村に伺います。「災害時住民支え合いマップ」作りの目標値を記入してください。

マップ作りの単位地区総数	地区
--------------	----

年度	地区数
平成 19 年度	
平成 20 年度	
平成 21 年度	
平成 22 年度	

【その他】

災害時住民支え合いマップの策定を進めるにあたって、困っている点や県に求める支援や要望等がありましたら自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

災害時住民支え合いマップ作成のための参考事例集 平成20年1月

【編集責任】

長野県社会部地域福祉課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 - 2

電 話 026-235-7114 (直通) F A X 026-235 - 7485

E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.jp

【作成協力】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 長野県ボランティア地域活動センター

〒380-0928 長野市若里 7-1-7

電 話 026-226-1882 (直通) F A X 026-291-5180

E-mail info@nshakyo.or.jp U R L <http://www.nsyakyo.or.jp/>